

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	三朝町

三朝町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三朝町農林課
所在地 三朝町
電話番号 0858-43-3515
FAX番号 0858-43-0647
メールアドレス info@town.misasa.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、ツキノワグマ、ニホンザル、カワラバト・キジバト（以下「ハト類」という）、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	三 朝 町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（H28 年度県報告）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積(a)	金額（千円）
イノシシ	タケノコ	108	216
	野菜類	113	4,520
	水稲	448	4,923
	畦畔等	146	6,599
	小計	815	16,258
ニホンジカ	広葉樹	10	120
	針葉樹	10	170
	小計	20	290
ヌートリア	野菜	12	480
アライグマ	—	—	—
カラス類	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
ハト類	大豆	16	80
サギ類	水稲	30	270
	合計	893	17,378

(2) 被害の傾向

▽イノシシ

近年の被害の傾向について、捕獲数は年々増加しており、箱わなの整備が進んだことが要因の一つとして挙げられる。被害額はH27年度に減少しているが、概ね増加傾向にある。被害範囲は三朝町全域であり、水稻を中心とするが、野菜などの被害や畦畔の掘り起こしも多くみられる。また、侵入防止柵を整備した地域でも、侵入防止柵を迂回したり、柵の下を掘り起し侵入されるなどの被害がある。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
被害面積 (a)	409	442	770	644	815
被害金額 (千円)	7,636	8,190	12,616	9,772	16,258

▽ニホンジカ

有害捕獲頭数はH26年度が96頭に対し、H27年度は143頭、H28年度は158頭であり捕獲数は増加し続けている。捕獲場所は、三朝町全域となっており、造林木等への被害情報が寄せられている。

▽ヌートリア

毎年、三朝町全域において、野菜を中心に被害が発生しているが、近年は目撃情報や捕獲頭数も減少傾向である。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
被害面積 (a)	62	56	44	34	12
被害金額 (千円)	1,523	1,370	1,016	616	480

▽カラス類

果樹農家での被害が主である。年数回の一斉捕獲及び追い払い活動によって、農作物へ寄せ付けない対策を行っているが、被害情報は毎年寄せられている。

▽ツキノワグマ

近年では、H25年度に1件とH28年度に1件の錯誤捕獲があった。毎年数件、町内の広い範囲で足跡や爪痕の発見情報が寄せられており、集落に近い里山での発見情報もある。

▽ニホンザル

年に数件、里山に近い集落で目撃情報がある。近年は、町の中心部でも目撃情報が寄せられている。集落内の農作物への被害がでているほか、民家へ侵入するなど、住民生活に影響がでている。出没地域は年によって違うが、年度毎の傾向として、群れではなく同一個体が、一度出没した地域に度々出没する傾向がある。

▽アライグマ

H21年に町内の寺社で出没したとみられる痕跡が発見された。聞き取り調査及び箱わなによる捕獲を試みたが確認できていない。その後、目撃情報や捕獲報告はないが、引き続き注意したい。

▽ハト類

大豆の種の食害など、毎年、豆類を中心に被害が発生している。

▽サギ類

作付したばかりの稲の苗への踏み付けなど、毎年、水稻を中心に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

(上段：被害面積、a 下段：被害金額、千円)

指標	現状値 (H28年度)	目標値 (H31年度)
イノシシ	815	570
	16,258	11,380
ヌートリア	12	8
	480	336

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>■全体</p> <p>被害が現に発生しているか、発生するおそれがあり、防除対策では防げないと判断する場合、町は鳥獣の捕獲等についてJA支所へ許可証を交付するとともに、捕獲作業に従事する者に対し従事者証を交付する。捕獲許可の期間は、被害の状況等を勘案し、もっとも効果的な捕獲が実施できる期間を設定している。</p> <p>また、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア等については捕獲奨励金を交付し捕獲を推進している。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>狩猟免許取得者は増加したが、捕獲員・止め刺し従事者の高齢化が進んでおり、現在の捕獲体制を維持するためには、従事者の掘り起こしだけでなく後継者の育成も必要となっている。</p>
	<p>▽イノシシ、カラス</p> <p>捕獲班員の人件費及び砲弾代等捕獲に直接必要な経費を補助している。</p> <p>三朝町鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲器具を購入し、希望集落や有害鳥獣捕獲従事者に貸与している。</p>	<p>山間部を中心に遊休農地が増加し、イノシシの温床となっている。また、近年は住宅地での目撃情報も寄せられることから、誘因物の除去を徹底する必要がある。カラスについては対策への適応能力が高く、農家の高齢化も手伝って十分な対策がとれず、営農意欲の減退が心配される。</p>
	<p>▽ヌートリア</p> <p>町で箱わなを購入し捕獲許可を受けた狩猟免許取得者に貸与している。</p>	<p>狩猟免許取得者がいない地域では、迅速な対応ができていない。</p>

	<p>▽ツキノワグマ</p> <p>目撃情報や錯誤捕獲があった場合、鳥取県第一種特定鳥獣保護計画に沿い、放獣等適切に対応している。また、町行政無線を使い、クマに対する注意喚起を行うと共に、寄せられた情報はできるだけ迅速に住民へ周知している。</p>	<p>錯誤捕獲された個体の放獣場所について、住民の理解が得にくい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害集落又は2戸以上の被害農家が侵入防止柵を設置する場合、資材費の2/3を補助し整備を推進している。 ・国事業を活用し、H27年度とH28年度に集落を母体とした設置活動を三朝町全域で実施した。結果、被害面積及び被害額の減少がみられるなど、一定の効果をあげている。 	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>侵入防止柵の設置により被害が減少したものの、侵入防止柵を迂回する、ワイヤーメッシュの下を掘り起こし侵入されるなどの被害がでている。今後、更なる被害減少のため、既存の侵入防止柵の延長や、掘り起こし防止対策が必要となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>▽イノシシ</p> <p>平坦部への出没に対しては、更なる被害減少を目的に、既存の侵入防止柵の延長の拡大や機能改善に取り組み、より効果的に機能するよう整備していく。</p> <p>狩猟免許取得者の確保や、町による箱わなの貸与を引き続き実施し、捕獲強化に努める。</p> <p>▽ニホンジカ</p> <p>捕獲による密度調整を行い、個体数調整の実施を推進する。また、被害の発生に応じ、侵入防止柵（複合柵：シシ垣くん）の整備を検討する。また、捕獲活動に係る経費を支援し、捕獲強化に努める。</p> <p>▽ヌートリア、アライグマ</p> <p>外来生物法に係る「防除実施計画」を策定し捕獲従事者を増やすことにより、農林業者等が年間を通じて捕獲できる条件整備を行い、農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目指す。</p> <p>アライグマについては、農林業者からの情報収集を徹底し、迅速な対応と的確な情報提供を行う。</p> <p>▽カラス類</p> <p>年数回行う一斉捕獲及び追い払い活動を徹底し、農作物に寄せ付けない対策を行う。また、箱わなの整備を促進していく。</p> <p>▽ツキノワグマ、ニホンザル</p> <p>農林業者からの情報収集を徹底し、迅速な対応と的確な情報提供を行い、住民の安</p>
--

心、安全の確保を徹底する。

▽ハト類・サギ類

被害地周辺での追い払い活動を積極的に行い、被害の軽減に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣の捕獲について、JAは農作物の被害発生（予測）を取りまとめ、猟友会に対し有害鳥獣捕獲の依頼を行うとともに、三朝町に対し有害鳥獣捕獲許可申請をする。三朝町は、JAからの申請をもとに従事者証を交付し、個体数を減らす対策等を委託するとともに、県の補助金等を活用して実績に応じた支援等を行っている。

また、銃猟従事者については、捕獲技術の向上と安全対策の再認識のため、県の補助金を活用し、射撃場での練習会の支援を行う。

(有害鳥獣捕獲従事者状況)

銃猟従事者 13人 わな猟従事者 63人

鳥獣被害対策実施隊を設置し、わなで捕獲した個体の殺処分やカラス類の一斉捕獲等を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催狩猟免許取得の推進による従事者の確保箱わなの整備
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催狩猟免許取得の推進による従事者の確保
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none">捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施箱わなの整備
	カラス類	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催
平成30年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催狩猟免許取得の推進による従事者の確保
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催狩猟免許取得の推進による従事者の確保
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none">捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施箱わなの整備
	カラス類	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策の講習会の開催

	ニホンザル	・ 被害防止対策の講習会の開催
平成31年度	イノシシ	・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 箱わなの整備
	ニホンジカ	・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 狩猟免許取得の推進による従事者の確保
	ヌートリア アライグマ	・ 捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施 ・ 箱わなの整備
	カラス類	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ニホンザル	・ 被害防止対策の講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
▽イノシシ 年間750頭を目標とする。					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	184	260	478	490	740
▽ニホンジカ 年間160頭を目標とする。					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	32	59	96	143	158
▽ヌートリア 年間20頭を目標とする。					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	1	0	0	3	0
▽アライグマ 目撃情報をもとに早期・完全捕獲を行い、地域から完全排除を目指す。					
▽カラス類 年間50羽を目標とする。一斉捕獲：20羽、捕獲檻30羽					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
捕獲数	8	10	3	5	8

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	H29年度	H30年度	H31年度
イノシシ	750	750	750
ニホンジカ	160	160	160
ヌートリア	20	20	20
カラス類	50	50	50
捕獲等の取組内容			
<p>▽イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃及びわな（箱わな、くくりわなを基本） ・実施予定時期：通年（保護区等を含む） <p>▽ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃及びわな（箱わな、くくりわなを基本） ・実施予定時期：通年 <p>▽ヌートリア・アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本 ・実施予定時期：通年 <p>▽カラス類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：一斉捕獲、箱わなを基本 ・実施予定時期：箱わなは通年、一斉捕獲は2回/年 			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方						
侵入防止柵の整備については、近年の侵入防止柵整備実績及び、集落からの希望数を考慮し、整備内容を設定するとともに、計画的・効果的な整備を進める。						
年 度	対象鳥獣	H24	H25	H26	H27	H28
電気柵 (m)	イノシシ ニホンジカ	15,885	20,610	30,047	21,000	5,430
ワイヤー メッシュ柵等 (m)		30,813	16,516	9,670	12,560	4,384

対象鳥獣	整備内容		
	H29年度	H30年度	H31年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m
	電気柵 5,000m (20基)	電気柵 5,000m (20基)	電気柵 5,000m (20基)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H29年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ニホンザル カラス類 サギ類 ハト類 ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
H30年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ニホンザル カラス類 サギ類 ハト類 ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
H31年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ニホンザル カラス類 サギ類 ハト類 ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割

(2) 緊急時の連絡体制

--

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三朝町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割分担内容
三朝町	三朝町の ・被害防除について ・捕獲対策について ・協議会の運営について
鳥取中央農業協同組合三朝支所	三朝町の ・被害防除について ・捕獲対策について ・食肉処理加工について
鳥取県農業共済組合中部支所	三朝町の ・鳥獣による農業被害について
鳥取県倉吉地区猟友会 (三朝班)	三朝町の ・鳥獣捕獲体制について ・担い手研修について ・捕獲技術の研修等について ・食肉処理加工について
鳥取県中部森林組合	三朝町の ・森林被害について ・林道等施設の被害について
三朝町農事組合長会	各集落の ・被害状況の把握について ・対策事業の実施について
三朝町地域協議会 (小鹿、三徳、三朝、旭(高勢、賀茂)、竹田)	各地域の ・被害状況の把握について ・対策事業の実施について
鳥取県中部総合事務所 (農林局・生活環境局・地域振興局)	三朝町の ・全体計画、事業導入に対する助言、指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県鳥獣対策センター	・全体計画の支援に関すること
鳥取県緑豊かな自然課	・全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に三朝町鳥獣被害対策実施隊を設置。
鳥取県倉吉地区猟友会（三朝班）の銃猟免許所持者（12名程度）を隊員として、ワナで捕獲した鳥獣の殺処分やカラス類の一斉捕獲、ニホンザルの追い払い等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

▽ツキノワグマ対策

今後、出没が頻繁になるようであれば、狩猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者をリストアップし、鳥取県第一種特定鳥獣保護計画に沿った捕獲体制の整備を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については、捕獲現場での埋設等の適正な処理を徹底するよう引き続き指導を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在は、鳥取中央農業協同組合三朝支所内に「イノシシ解体処理施設」が稼動しており、肉を食材にすることが可能である。今後は、この施設の利用促進を図り、捕獲したイノシシ肉の有効利用について検討を進める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農家の高齢化が進む山間部の集落では、農業から撤退する者が増え、耕作放棄地の増加に伴い有害鳥獣の温床となっている。地域における日常生活にも影響が出始めており、作業員の確保等集落のみでは対応が困難な地区もあることから、周辺地域（地域協議会）やボランティアへの呼びかけなど町をあげた取り組みにしていきたい。